

妊娠届出書

母子健康手帳番号 No.

令和7年4月1日改正

フリガナ 氏名				生年月日	年 月 日 (歳)		
住所	東近江市			職業			
分娩回数	初産 ・ 経産	現在児数	人	電話番号			
妊娠週数	週 (月)			分娩予定日	年 月 日		
医師または助産師の診断または保健指導を受けた	・ 受けた ・ 受けない	太枠内は医療機関でご記入ください	・ 胎児心拍確認日 年 月 日 ・ 心拍が認められた胎児数 人	医療機関名	医師名 または 助産師名		
健康診断の有無	性病	受けた ・ 受けない	結核	受けた ・ 受けない			
母子保健法第15条の規定に基づき上記のとおり届出します。							
年 月 日							
妊婦氏名 印							
東近江市長様							

東近江市では、下記の施設で母子健康手帳を交付しています。(R7.4月現在)

母子手帳交付の際は妊婦ご本人と面談させていただきます。

ご本人の来所が難しい場合、下記の連絡先までご相談ください。



●東近江市保健子育て複合施設ハピネス
1階 東近江市保健センター
(東中野町4番5号)
☎0748-23-5050

●東近江市役所 健康推進課 (本館1階)
(八日市緑町10番5号)
☎0748-24-5646

各支所保健師等の窓口でも母子健康手帳を交付しています。

※訪問等で不在にしていることがあります。事前にお問合せの上、来所いただきますようお願いいたします。

●永源寺支所 (山上町1316番地)

☎0748-27-1138

●五個荘支所 (五個荘小幡町318番地)

☎0748-36-1145

●愛東支所 (妹町29番地)

☎0749-46-2278

●湖東支所 (池庄町505番地)

☎0749-45-0575

●能登川支所 (鉢光寺町262番地)

☎0748-42-7672

●蒲生支所 (市子川原町676番地)

☎0748-55-2910

母子手帳交付時に妊婦のための支援給付(1回目)の申請ができます。

妊婦のための支援給付申請には胎児心拍が確認されていることが必要です。

申請に必要なもの

- ① 医療機関が発行する妊娠証明書または妊娠届出書 (この用紙)
- ② 本人確認書類のコピー (運転免許証、パスポート、個人番号カード等)
- ③ 振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人 (カナ) がわかる通帳の見開きページまたはキャッシュカードのコピー (妊婦本人名義に限る)
- ④ 個人番号カードもしくは通知カード
- ⑤ (やむを得ず本人が来所できない場合) 代理人の本人確認書類のコピー

※胎児心拍が確認されていなくても母子手帳は交付可能です。

その場合、妊婦のための支援給付については子育て支援センターへ後日申請となります。

※人工流産、自然死産、死産の場合も2回目の支援給付の対象となります。

申請は子育て支援センターまたは保健センターとなります。(子育て支援センター連絡先: 0748-22-8201)